

道路財源も含めた地方税源のあり方について（案）

平成 20 年 7 月 9 日
全国知事会地方税制小委員会

I 偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築(1) 事務・権限の移譲に伴い必要となる地方税財源の確保

地方分権改革推進委員会は、先般取りまとめた「第 1 次勧告」において、地方団体を「地方政府」と位置づけ、国の役割を限定し、国と地方の二重行政を排除すること、住民に身近な事務はできるだけ地方団体が担うことなどの基本方針を打ち出した。また、政府においても、これを受けた「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」を決定し、地方団体への権限移譲等に取り組むこととしている。

今後、事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を確実に確保するなど、明確な財源措置を講じることが必要不可欠である。

(2) 偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築

地方の自主性を高めるためには、国と地方の税源配分 5 : 5 を目指した税源移譲などにより、地方税源の充実を図ることが望ましいが、その際には、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築を目指すべきである。

(3) 地方消費税の充実を含む地方税改革の早期実現

平成 20 年度税制改正では、その方策として「消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む」ことが明記され、具体的には、暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」、「地方法人特別譲与税」を創設する措置が講じられた。

先般、決定された「経済財政改革の基本方針 2008」において「消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る」とされたことを踏まえ、目指すべき地方税体系の構築に向けて、地方消費税の充実を含む地方税改革を早期に実現すべきである。このため、地方分権改革推進委員会においては、抜本的改革の検討状況に応じて、適時適切に方向性を示し、勧告を行うべきである。

(4) 税の偏在を補完するための地方交付税の確保

なお、どのような地方税体系の下でも、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成 20 年度地方財政対策では、税の偏在是正に伴う暫定的な措置として 4,000 億円の地方再生対策費が創設されたが、基本方針 2008 において「地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。」とされたことを踏まえ、さらなる格差是正と地方再生に向け、必要な地方交付税総額の確保、財源保障・財政調整機能の充実を図るべきである。

Ⅱ 道路、自動車関係税制

1 税率、税収規模

(1) 現行税率の維持と「地方枠」の確保

平成 20 年度当初予算においては、国・地方の道路特定財源関係の税収 5.4 兆円のうち、地方には、税だけでなく、譲与税や交付金、補助金なども含めて、3.4 兆円余の額が財源として確保されている。

極めて厳しい地方財政の状況、現行の道路特定財源収入が地方の道路整備に係る財政需要の一部（約 4 割）をまかなうに過ぎない状況などを踏まえれば、国税、地方税とも暫定税率分（約 2.6 兆円）も含め、現行の税率を維持し、税収規模を確保した上で、これまで以上の額を「地方枠」として確保していくことが必要不可欠である。

(2) 納税者の理解を得るための課税根拠の明確化

現行税率を維持する場合、税を負担する納税者に対しては、自動車を取得・利用する、ガソリン・軽油などの燃料を消費する行為は、道路整備需要はもとより、渋滞緩和や排気ガス抑制等の環境対策、交通安全対策などの行政需要を生じさせ、社会的にも大きな負荷を与える行為であること、したがって、税収を道路の整備・維持管理のほか関連する分野に充てることが妥当であることについて、明確に説明し、理解を得る必要がある。

(3) 行政サービスの太宗を地方団体が担っている現実を踏まえた検討が必要

なお、一部に、道路特定財源について、道路関連経費にとどまらず、医療、福祉、教育など幅広い行政サービスの財源として活用すべきとの主張もなされている。その当否も含め、今後さらに検討、議論すべきものであるが、どのように用途を拡大

する場合であっても、行政サービスの太宗を地方団体が担っているという現実に留意すべきである。

地方交付税の大幅削減等による極めて厳しい財政状況の下、多くの地方団体は、職員給与の臨時的削減など経費削減に努める一方で、医療費助成、少人数教育など医療、福祉、教育の各分野で、住民の真摯なニーズに応えるべく、独自の施策を展開している。こうした独自の施策展開に伴う財政需要は、地方財政計画には計上されていないところであり、道路特定財源の用途を大幅に拡大する場合には、こうした財政需要に優先的に充当することを検討すべきである。

2 地方の道路特定財源

軽油引取税、自動車取得税は、①安定的な税収が期待でき、②ほとんどの税目で大都市への税源偏在が課題となる中で、逆に地方の税収ウエイトが大きい貴重な税目であることから、地方税として堅持すべきである。

3 国の道路特定財源

(1) 地方の道路財源収入は道路に係る需要の約 4 割を賅うに過ぎない

国税である道路特定財源は、地方道路税の全額、自動車重量税の一部などが譲与税として地方に譲与されているほか、揮発油税、自動車重量税の残りも臨時道路整備交付金、国庫補助金などのかたちで地方の貴重な収入となっている。

現行の道路特定財源収入（地方税、地方譲与税、交付金、補助金）は地方の道路整備に係る財政需要の一部（約 4 割）をまかなうに過ぎないことから、引き続き「地方枠」として確保していくべきである。

(2) 「地方枠」の確保と地方の自主性を高める仕組みの構築

「地方枠」の確保に当たっては、地方分権推進の観点から、財政面での地方の自主性を高めるような取り組みが必要である。

そのための方策として、国から地方への税源移譲、譲与税化や新型交付金制度の創設等が考えられる。いずれの方法による場合でも、各地方団体毎にみたマイクロベースで、必要な財源が確保されるよう、また、現行制度下の収入とあまり大きなギャップが生じないよう、配慮が必要である。

- ① 税源移譲による場合には、現行の揮発油税（国税）における、いわゆる「蔵出し課税」方式をそのまま引き継いだ場合、税収が製油所等の所在地に集中することなどに留意し、偏在性が少ない、具体的な課税方法を検討する必要がある。譲与税化する場合には、道路整備の需要等にも配慮した譲与基準の見直し、新型交付金制度を創設する場合には、極力客観的指標を用いた具体的な配分方法などを検討する必要がある。

- ② その上で、なお残る過不足については、地方交付税が有する財源調整機能を十分に発揮させることが必要である。地方交付税の基準財政需要額には、各地方団体において必要な道路整備・維持管理を行うための財政需要を適切に算入すべきである。

4 暫定税率の失効等に伴う歳入欠陥の補てん

今般の暫定税率の失効等に伴い発生した軽油引取税及び自動車取得税並びに地方道路譲与税に係る減収分（約 650 億円）については、その全額を、国費である特例交付金により補てんすべきである。

なお、揮発油税を原資とする地方道路整備臨時交付金の減（約 300 億円）についても、地方の貴重な財源であることから、上記に準じて明確な財政措置を講じることが必要である。

Ⅲ 低炭素化促進の観点からの見直しについて

基本方針 2008 では、税体系の抜本的な改革に際しての課題として、低炭素化促進の観点からの税制全般の見直しを掲げている。

見直しの具体的な内容については、今後、検討すべきものであるが、地球温暖化対策、循環型社会づくりなどの施策は、国だけでなく、地方団体が主導的な役割を果たして実施されている。

したがって、具体的な制度設計にあたっては、こうした役割を担っている地方団体の税財源確保に留意して検討を進めるべきである。